

(別表1)

事業継続力強化支援計画

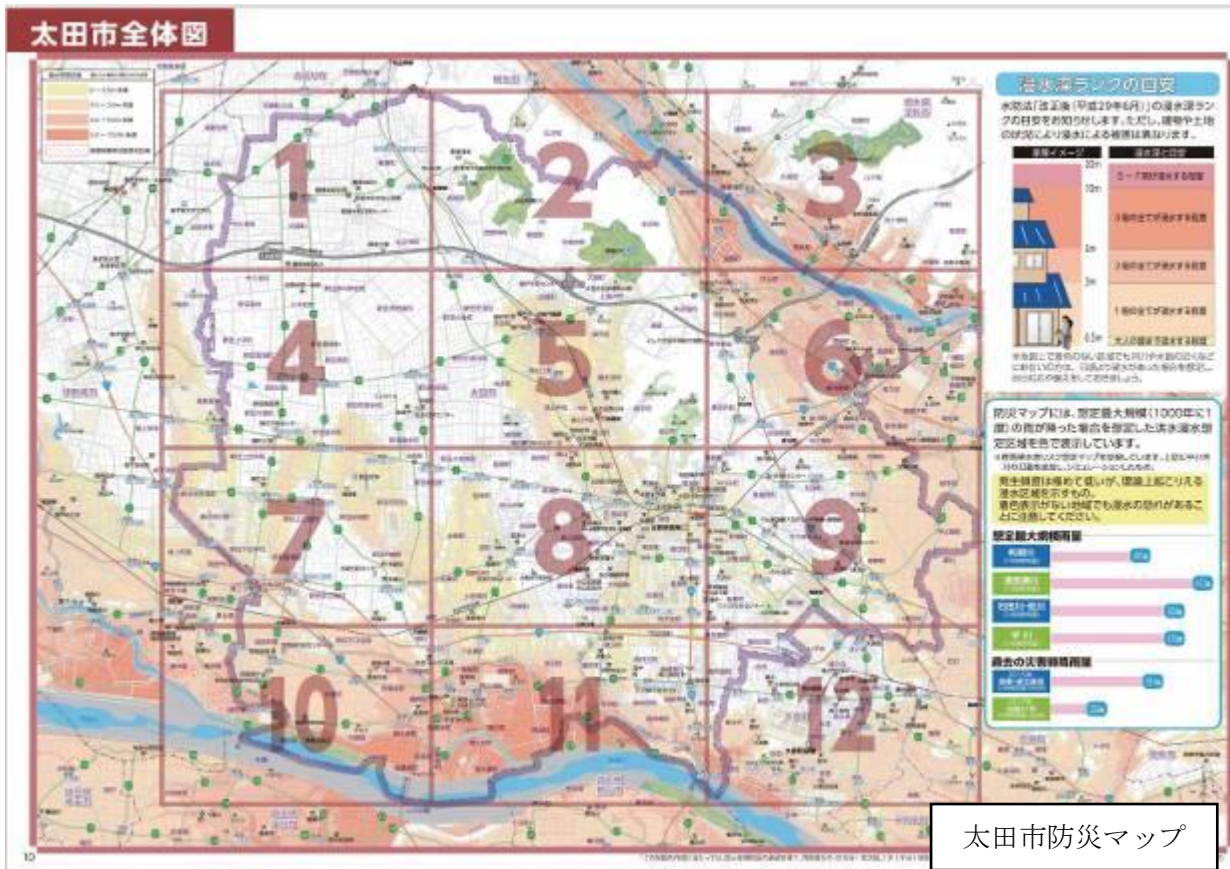
事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

① (洪水：ハザードマップ)

太田市防災マップによると、想定最大規模（1000年に一度）の雨が降った場合に想定される浸水深は、北部を流れる渡良瀬川、南部を流れる利根川周辺地域で最大で10m、利根川へ合流する河川の早川・石田川・蛇川周辺上流地域においては最大で3mとされている。令和元年の台風19号では、石田川・八瀬川が氾濫し、米沢町、下田島町、古戸町、牛沢町などで333棟が浸水被害を受けている。

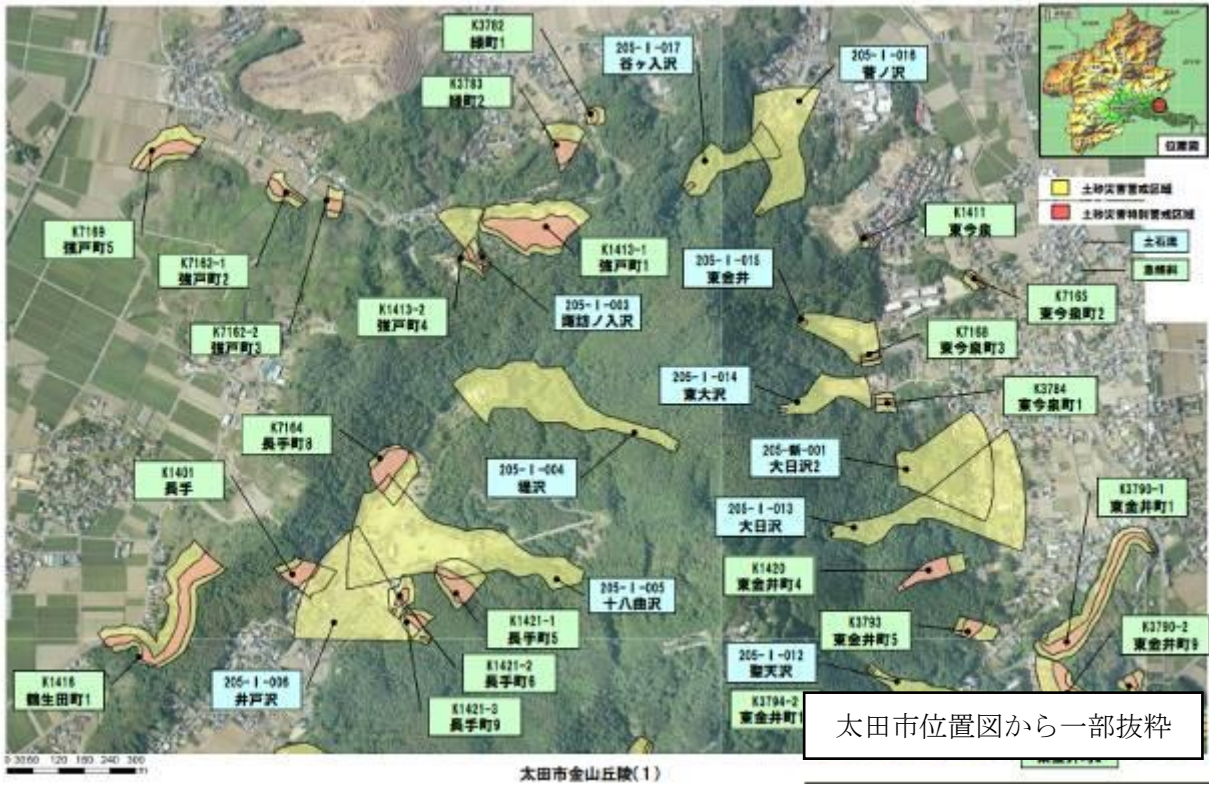


<令和元年台風19号による浸水被害>



②（土砂災害：ハザードマップ）

群馬県が指定する土砂災害警戒区域の太田市位置図によると、太田市北部に位置する金山丘陵・八王子丘陵が土砂災害警戒区域とされている。令和元年の台風 19 号では、同地域で 5 件（金山総合公園こどもの国、八王子山丘陵ハイキングコース、藪塚東部地区西野・白髭神社、強戸地区西長岡町・築場公園）の土砂崩れが発生している。

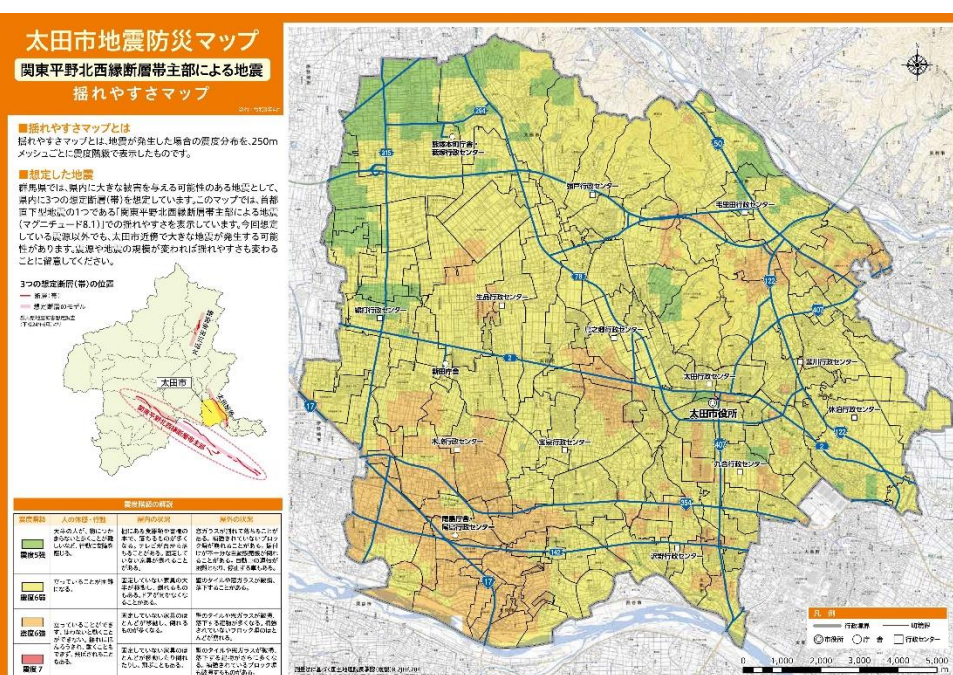
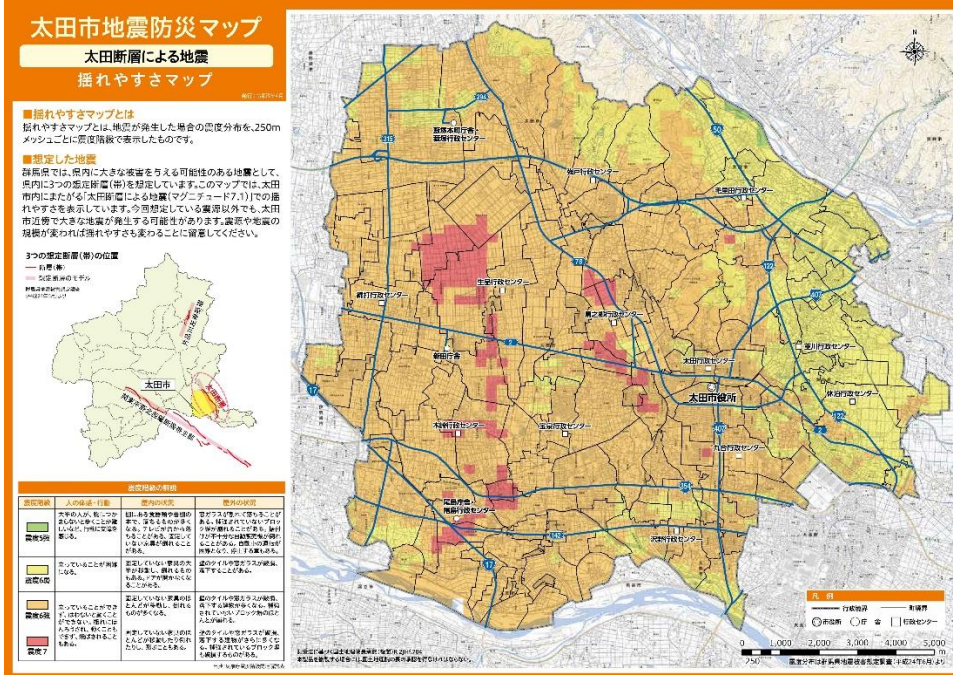


<平成 29 年台風 21 号による土砂崩れ（写真左）・令和元年台風 19 号による土砂崩れ（写真右）>



③ (地震：J-SHIS)

「J-SHIS 地震ハザードステーション」により、太田市役所の地点について地震確率を調査したところ、今後 30 年間で震度 5 弱以上の地震が発生する確率は 98.9%、震度 5 強以上は 74.4%、震度 6 弱以上は 22.5%、震度 6 強以上は 2.7%となっている。一方、太田市地震防災マップによると、「太田断層」「関東平野北西縁断層主部」による地震が想定され、それぞれの断層で地震が発生した場合の想定震度は「太田断層」で震度 6 弱から震度 7、「関東平野北西縁断層主部」では震度 5 強から震度 6 強となる。東日本大震災時の太田市の震度は 5 強であり、その際は 2,473 棟の住家被害が発生したが、想定される震度は 5 強以上であり、より警戒が必要とされる。



④（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。当市の新型コロナウイルス感染症の状況は、2022年9月4日時点において、累計感染者数29,331名、クラスターは65事業所に昇り、国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生している場合には、全国的かつ急速なまん延により、ワクチン接種等による対処療法が実施されないと、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（2）商工業者の状況

平成28年の経済センサス活動調査によると市内の商工業者数は10,279事業者、そのうち小規模事業者数は7,046者となり、全体の68.5%を占めている。

率 産業大分類	調査年・増減	平成28年 事業所従 事者数	平成28年 小規模事 業従事者 数	平成28年 小規模事 業従事者 数割合	平成28年 事業所数	平成28年 小規模事 業者数	平成28年 小規模事 業者数割 合
農林漁業		452	238	52.7%	39	33	84.6%
鉱業		0	0	0	0	0	0
建設業		6,294	4,210	66.9%	987	940	95.2%
製造業		43,719	7,028	16.1%	1,524	1,214	79.7%
電気・ガス・熱供給・水道		367	44	12.0%	19	14	73.7%
運輸・通信		7,663	1,823	23.8%	373	241	64.6%
卸売・小売・飲食		19,579	3,646	18.6%	2,288	1,378	60.2%
金融・保険		2,052	119	5.8%	145	45	31.0%
不動産		1,849	1,287	69.6%	762	710	93.2%
サービス		37,846	5,610	14.8%	3,873	2,471	63.8%
不詳					269		
合計		119,821	24,005	20.0%	10,279	7,046	68.5%

（3）これまでの取組

1）太田市の取組

- ・太田市地域防災計画、太田市業務継続計画（BCP）の策定、各種防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・太田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2）太田商工会議所の取組

- ・「事業継続計画」の策定
- ・事業者向けに「事業継続計画策定セミナー」の実施
- ・ぐんま共済と連携した各種共済への加入促進
- ・災害時に会員・非会員の被災情報の収集・群馬県への報告
- ・防災備品（毛布、簡易トイレ、非常食等）を備蓄
- ・会員向けに災害発生時の状況や発生後の国の施策等を周知するメールの発信準備
- ・富士商工会議所と大規模災害発生時の相互応援に関する協定を締結

- ・両毛五市商工会議所協議会（太田、館林、桐生、佐野、足利）において、自然災害に際しての広域連携支援に関する基本協定の締結
- ・新型コロナウイルス感染症に対応するためにオンライン経営相談を開始
- ・新型コロナウイルス予防ワクチン接種において職域接種を募集し、申し込みがあった事業所 195 社 2,232 名に対し、円滑にワクチン接種ができるよう群馬県と連携して取り組んだ。
- ・当所地域連携交流委員会の設置による防災・減災に向けた情報収集並びに地域連携と会員事業所への B C P 取組みを推奨。
- ・事業計画策定に係わるアンケート調査を実施。

## II. 課題

- ・災害発生時に太田市との連携体制が未整備のため、連絡手段、情報共有、役割等が不明確であり効率的な協力態勢が構築されていないため、改善が必要である。
- ・災害時の復興支援を行う場合、商工会議所は事業者、市役所は市民とそれぞれ優先しており、市役所の事業所支援の部署との連携が重要になる。
- ・策定した「事業継続計画」については、訓練不足を認めず、災害時に各人が事業計画書に則り行動できるかに懸念がある。また、災害時に全職員が復旧に対応することは困難であると想定されるため、誰が欠けても迅速な対応や協力関係ができるような態勢を構築することが必要である。
- ・地域内の小規模事業者を対象に事業継続計画策定セミナーを開催するも、反応が薄く集客が困難となっている。
- ・会員向けに情報提供としてメール配信を進めたが、登録者が低調であり、災害時には防災・減災に繋がる B C P の重要性と策定に向けた意識の喚起が必要である。

## III. 目標

- ・災害発生時に当所と太田市役所の連絡方法や役割分担を明文化し、迅速な復興支援ができる連携を構築する。
- ・災害状況の早期把握に努め、全職員が復旧に向けた行動がとれる態勢を構築する。
- ・地域内の災害発生の確率や事業継続計画策定の効果等の資料を取り纏め、ハザードマップ上で特に危険な地域にある小規模事業者に対して、B C P の重要性の周知並びに策定支援を実施する。
- ・当市が発信する災害や防災等の情報「おた安全・安心メール」の登録者は令和 4 年 4 月 1 日時点で 29,105 件である。当所が発信するメールと併せて登録を推奨し、災害時に際して市民向け・事業所向けの両情報が得られるよう後押しする。

## ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と太田市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

平成 29 年に策定した事業継続計画について、不備事項を整理し、自然災害時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に太田市防災マップ等を活用しながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及び

その影響（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）を軽減するための取組や対策について説明する。

- ・会報や市広報、ホームページにおいて、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要等を掲載し、災害リスクに対する意識醸成を図っていく。
- ・小規模事業者に対し、事業継続計画や事業継続力強化計画の策定支援のためのセミナーや個別相談会を実施する。

## 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、平成 29 年「事業継続計画」を策定（別添）

## 3) 関係団体との連携

- ・事業継続計画策定に関して専門知識が豊富な専門家と連携し、管内小規模事業者向けの「事業継続計画策定セミナー」や個別相談会を開催する。
- ・ぐんま共済協同組合と連携し共済制度を推進するとともに、災害の事前対策を重点的に指導する。

## 4) フォローアップ

- ・ハザードマップ上のリスクの高い事業所をリストアップし、事業継続計画及び事業継続力強化計画の策定状況等を把握する。また、事業継続計画策定の重要性を説明し、策定が困難な事業者に対しては経営指導員等が策定に関するアドバイスを実施する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（令和元年台風 19 号・東日本大震災と同規模）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認などを行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 被災後の対策 >

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・被災後、当所職員の安否確認を LINE や SNS を利用した当所事業継続計画に基づき速やかに行う。
- ・業務従事が可能である場合は、当所事業継続計画に基づき任務分担により速やかに地域内事業所の被害状況の把握に努める。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・事業所目線と市民目線の違いをどう調整するか、市の方に事業所対応の担当を決めてもらう。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況については、決められたルートに基づき、太田市・両毛五市商工会議所協議会・群馬県商工会議所連合会、富士商工会議所と情報を共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 101 事業所以上で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 11 事業所以上で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 100 事業所以下で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 10 事業所以下で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、</li></ul>

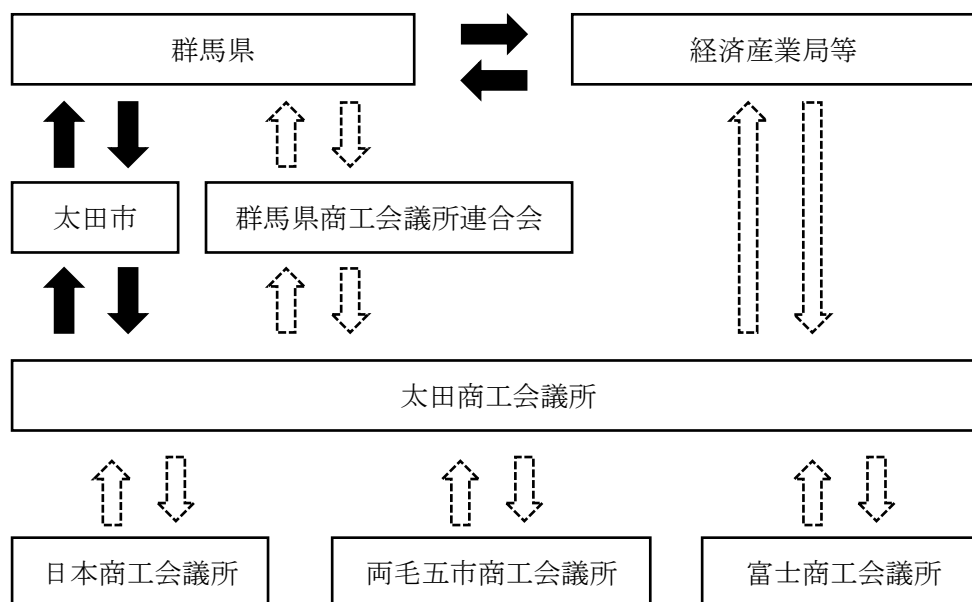
	大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は担当者を決め被害状況に応じ必要な情報交換等を行う。

< 3. 被災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・当所のBCPに基づき、指示命令系統の統一を図る。
- ・二次被害を防止するため、当所と当市のBCPのすり合わせを行い、活動範囲・支援内容等について事前に決めておく。
- ・当所と当市が情報を共有した上で、群馬県や群馬県商工会議所連合会など関係機関に報告する。
- ・群馬県商工会議所連合会、日本商工会議所、両毛五市商工会議所協議会、富士商工会議所に対し、被災状況並びに応援の必要性の有無について連絡する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設について、太田市と相談する。なお、国や日本商工会議所より依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、管内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口（対面とオンライン）を設置する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国、群馬県、太田市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、当所職員だけでは対応が困難な場合には、富士商工会議所等をはじめ他の地域

からの応援派遣等を相談する。

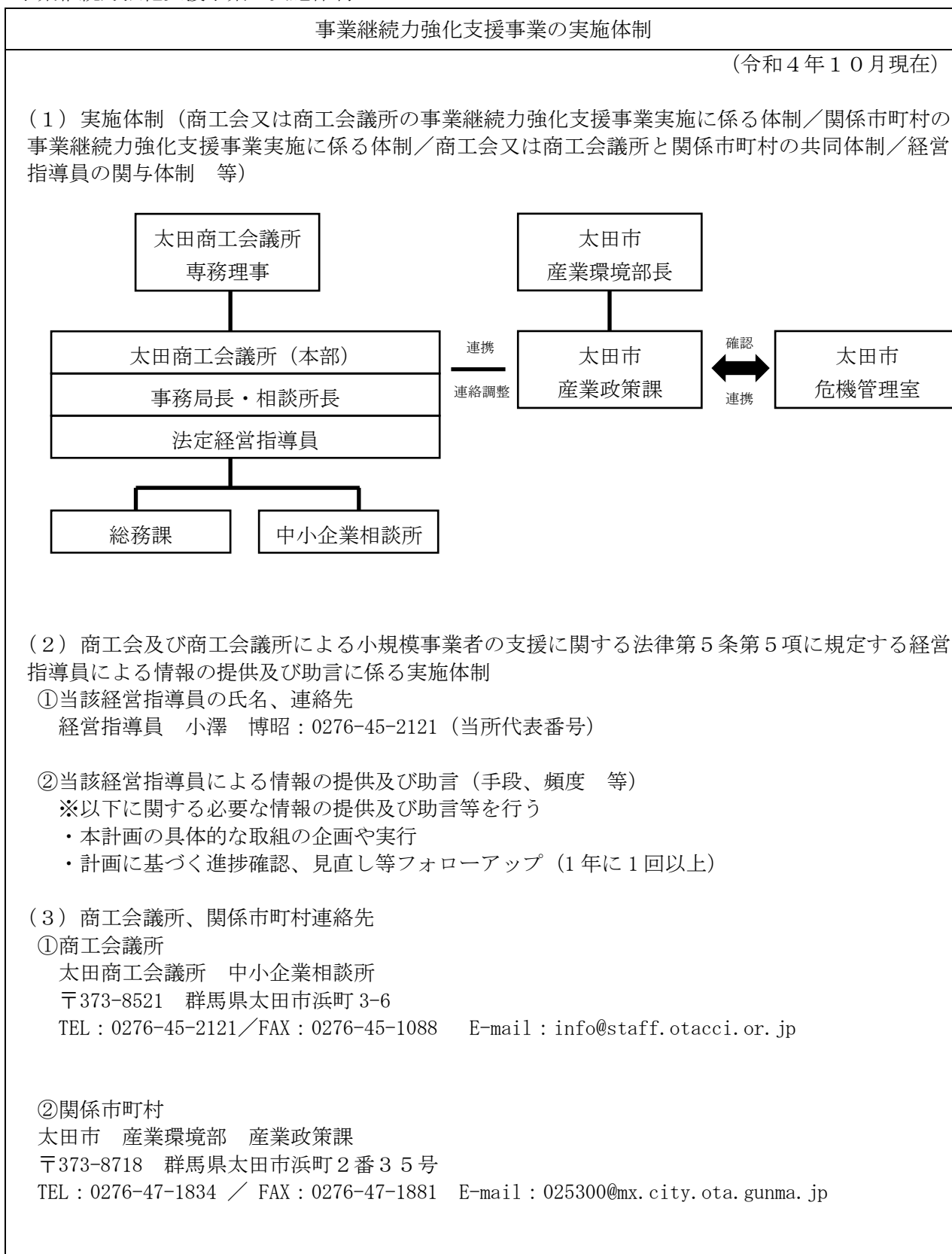
※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県に報告する。



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175
セミナー開催費	150	150	150	150	150
専門家派遣費	825	825	825	825	825
チラシ作成費	150	150	150	150	150
その他経費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会議所会費、国補助金、県補助金、市補助金、収益事業収入、手数料収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住 所：〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害対策の周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容の支援
連携して事業を実施する者の役割
<連携社名> ぐんま共済協同組合 住 所：〒373-0853 太田市浜町 3-6 太田商工会議所 4 F 支店長：小芝 允宏  ①小規模事業者に対する災害対策の周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等
<pre>                 graph TD                     Title[小規模事業者情報、地域の 災害リスク等の状況共有]                     A[太田商工会議所] &lt;--&gt; B[ぐんま共済協同組合 太田支店]                     A -- 事業継続力強化支援 --&gt; C[小規模事業者]                     B -- 災害保険情報の提供 --&gt; C                 </pre>